

財務省令第十二号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第十五条及び第二十六条の規定に基づき、
関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中第四号を削り、同条第五号中「農林水産省」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号中「独立行政法人農畜産業振興機構在庫調査」を「食肉保管状況調査」に改め、同号を同条第五号とする。

第九条中「関税定率法別表」の下に「の番号」を加え、「を除く。」を「（別表において「原産品」という。）以外のもの（以下この条及び別表において「非原産品」という。）に限る。」に、「同表の項」を「同表の番号の項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定の適用上、関税定率法別表第五十類から第六十三類までに該当する物品にあつては、当該物品の生産に使用された非原産品からの加工又は製造（同項に定める加工又は製造に該当しないものに限る。）が同項に定める加工又は製造に該当するか否かを決定するに当たり、当該非原産

品の総重量が当該物品の総重量の十パーセント以下の場合には、当該非原産品からの加工又は製造が同項に定める加工又は製造に該当するか否かは考慮しないものとする。

3 第一項の規定の適用上、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品にあつては、関税率法別表の関税率表の解釈に関する通則3により同表における当該物品の所属が決定される場合には、当該所属に基づいて、同項に定める加工又は製造に該当するか否かを決定する。

別表第二類の項中「原産品である第一類に該当する物品」を「第一類又は第二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第三類の項中「原産品である第三類に該当する物品」を「第三類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第四類の項中「原産品である第四・七項に該当する物品」を「第四類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第四類に該当する物品」を「第四類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第七類の項中「原産品である第七類に該当する物品」を「第七類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第八類の項中「原産品である第八類に該当する物品」を「第八類に該当する物品以外の物品」

に改める。

別表第一一類の項中「原産品である第七類、第八類又は第一類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一類又は第一一類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一二・八の項中「原産品である第一二類に該当する物品」を「第一二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一二・一二の項中「原産品である第七類又は第八類に該当する物品」を「第七類、第八類又は第一二類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第一二類に該当する物品」を「第一二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一三・二の項中「原産品である第一二・一二項の海藻その他の藻類」を「第一二・一二項又は第一三類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一五・四の項中「原産品である第一類に該当する物品」を「第一類又は第一五類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一六類の項中「原産品である第一類、第三類又は第一類に該当する物品」を「第一類、第二類、第三類、第五類、第一類、第一一類、第一六類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第一類又は第三類に該当する物品」を「第一類、第二類、第三類、第五類又は第一六類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一七・一の項中「原産品である第一二類に該当する物品」を「第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一七・二の項中「原産品である第四類に該当する物品」を「第四類又は第一七類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第一二・一二項に該当する物品」を「第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第七類、第八類、第一類又は第一二類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一類、第一二類、第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一七・三の項中「原産品である第一二・一二項に該当する物品」を「第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一九・一の項中「原産品である第一類に該当する物品」を「第一類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第四類、第七類、第八類、第一類、第一一類又は第一九類に該当する物品」を「第四類、第七類、第八類、第一類、第一一類、第一二類、第一七類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第四類、第七類、第八類、第一類又は第一二類に該当する物品」を「第四類、第七類、第八類、第一類、第一一類、第一二類、第一七類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第一類に該当する物品」を「第一類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一九・ 二の項中「原産品である第一 類に該当する物品」を「第一 類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一九・ 三の項中「原産品である第七類、第八類又は第一 類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一 類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一九・ 四の項中「原産品である第一 類に該当する物品」を「第一 類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一九・ 五の項中「原産品である第七類、第八類又は第一 類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一 類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に、「第七類、第八類又は第一 類に該当する物品」を「第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二 一の項中「原産品である第七類又は第八類に該当する物品」を「第七類、第八類又は第二 類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二 二の項及び第二 三の項中「原産品である第七類に該当する物品」を「第七類又は第二 類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二 四の項中「原産品である第七類又は第一 類に該当する物品」を「第七類、第一 類、第一一類又は第二 類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二 五の項中「いんげん属」を「いんげんまめ属」に、「いんげん豆属」を「いんげん

「まめ属の豆」に、「並びに」を「）並びに」に、「原産品である第七類、第八類、第一類又は第一二類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一類、第一二類、第一七類又は第二二類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第七類に該当する物品」を「第七類又は第二二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二・六の項中「原産品である第七類、第八類、第九類又は第一二類に該当する物品」を「第七類、第八類、第九類、第一二類、第一七類又は第二二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二・七の項中「原産品である第八類に該当する物品」を「第八類又は第二二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二・八の項中「原産品である第七類、第八類、第九類又は第一二類に該当する物品」を「第七類、第八類、第九類、第一二類、第一七類又は第二二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二・九の項中「原産品である第七類又は第八類に該当する物品」を「第七類、第八類又は第二二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二一・一の項及び第二一・五の項中「原産品である第四類に該当する物品」を「第四類、第一九類又は第二二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二一・六の項中「原産品である第四類に該当する物品」を「第四類、第一九類又は第二二類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第一二類に該当する物品」を「第一二類、第一一

類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第七類、第八類、第一類又は第一二類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一類、第一一類、第一二類、第一七類又は第二一類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第一二類に該当する物品」を「第一二類又は第二一類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第八類に該当する物品」を「第八類、第二類又は第二一類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第四類、第七類、第八類、第一類又は第一二類に該当する物品」を「第四類、第七類、第八類、第一類、第一一類、第一二類、第一七類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二二・四の項、第二二・五の項、第二二・六の項及び第二二・八の項中「原産品である第八類に該当する物品」を「第八類、第二類又は第二二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第三五・二の項中「原産品である鳥卵」を「第四類又は第三五類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第三五・五の項中「原産品である第七類、第八類又は第一類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一類、第一一類又は第三五類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第四四・一二の項中「原産品である第四四・七項又は第四四・八項に該当する物品」を「第四四・七項、第四四・八項又は第四四・一二項に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第六一類の項中「（第六一・一三項に該当する物品を除く。）」を削り、「化学品、第四七・一項から第四七・六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず」を「紡織用繊維の系」に改める。

別表第六一・一三の項を削る。

別表第七三・四の項、第七三・五の項及び第七三・六の項中「第七二・七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する物品」を「第七二類（第七二・七項、第七二・一八項及び第七二・二四項を除く。）又は第七三類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表の備考第一号中（一）及び（二）を削り、（三）を（一）とし、（四）を（二）とし、（五）を（三）とし、（六）を（四）とし、（七）を（五）とする。

別表の備考第二号中「この表の」の下に「各項において、同表の」を加え、「されている項（以下「定率基準を定める項」という。）」を「される条件（以下「定率基準」という。）を定める項」に、「他の」を削り、「項の中欄」を「他の項の中欄」に、「製品に」を「当該製品に」に改める。

別表の備考中第三号を第四号とし、同備考第二号の次に次の一号を加える。

三 この表の下欄において定率基準以外の条件は、中欄に掲げる物品の生産に使用される原料又は材料のうち原産品については、適用されない。

別表の備考に次の一号を加える。

五 関税定率法別表第六一類から第六三類までに該当する物品が原産品であるか否かを決定するに当たり、物品の生産に使用された原料又は材料であつて同表第五 類から第六三類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。